平成四年通商産業省令第八十一号

計量法附則第三条の計量単位の記号等を定める規則

計量法（平成四年法律第五十一号）附則第七条及び計量法附則第三条の計量単位等を定める政令（平成四年政令第三百五十八号）別表第二第七号の規定に基づき、計量法附則第三条の計量単位の記号等を定める規則を次のように制定する。

（記号）

第一条　計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）附則第七条に規定する経済産業省令で定める法附則第三条第一項から第三項までに規定する計量単位の記号は別表のとおりとする。

（音圧レベルにおける聴感補正）

第二条　計量法附則第三条の計量単位等を定める政令（平成四年政令第三百五十八号）別表第二第七号の音圧実効値に通商産業省令で定める聴感補正を行って得られる値は、計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）第六条の規定を準用する。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

附　則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二二九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表（第1条関係）

物象の状態の量の計量単位	記号
力	
ダイン	dyn
メガダイン	Mdyn
仕事	
エルグ	erg
熱量	
重量キログラムメートル	kgf・m
エルグ	erg
中性子放出率	
中性子毎秒	n／s
中性子毎分	n／min
放射能	
壊変毎秒	dps
壊変毎分	dpm
長さ	
ミクロン	μ
ミリミクロン	mμ
周波数	
サイクル又はサイクル毎秒	c、～又はc／s
キロサイクル又はキロサイクル毎秒	kc又はkc／s
メガサイクル又はメガサイクル毎秒	Mc又はMc／s
ギガサイクル又はギガサイクル毎秒	Gc又はGc／s
テラサイクル又はテラサイクル毎秒	Tc又はTc／s
磁界の強さ	
アンペア回数毎メートル	AT／m
エルステッド	Oe
起磁力	
アンペア回数	AT
磁束密度	
ガンマ	γ
ガウス	G
磁束	
マクスウェル	Mx
音圧レベル	
ホン	dB
濃度	
規定	N
力	
重量キログラム	kgf
重量グラム	gf
重量ミリグラム	mgf
重量トン	tf
重量キロトン	ktf
重量メガトン	Mtf
力のモーメント	
重量キログラムメートル	kgf・m
重量キログラムセンチメートル	kgf・cm
重量グラムセンチメートル	gf・cm
重量トンセンチメートル	tf・cm
圧力	
重量キログラム毎平方メートル	kgf／m2
重量キログラム毎平方センチメートル	kgf／cm2
重量グラム毎平方メートル	gf／m2
重量グラム毎平方センチメートル	gf／cm2
水銀柱メートル	mHg
水銀柱ミリメートル	mmHg
水銀柱センチメートル	cmHg
水柱メートル	mH2O
水柱ミリメートル	mmH2O
水柱センチメートル	cmH2O
重量キログラム毎平方メートル	kgf／m2
重量キログラム毎平方センチメートル	kgf／cm2
重量キログラム毎平方ミリメートル	kgf／mm2
重量グラム毎平方メートル	gf／m2
重量グラム毎平方センチメートル	gf／cm2
重量グラム毎平方ミリメートル	gf／mm2
応力	
重量キログラムメートル	kgf・m
仕事	
重量キログラムメートル毎秒	kgf・m／s
工率	
熱量	
カロリー	
（温度をtとしたとき）calt（温度を指定しないとき）cal	
キロカロリー	
（温度をtとしたとき）kcalt（温度を指定しないとき）kcal	
メガカロリー	
（温度をtとしたとき）Mcalt（温度を指定しないとき）Mcal	
ギガカロリー	
（温度をtとしたとき）Gcalt（温度を指定しないとき）Gcal	
熱伝導率	
カロリー毎秒毎メートル毎度	cal／（s・m・℃）
カロリー毎秒毎センチメートル毎度	cal／（s・cm・℃）
キロカロリー毎秒毎メートル毎度	kcal／（s・m・℃）
カロリー毎時毎メートル毎度	cal／（h・m・℃）
比熱容量	
カロリー毎キログラム毎度	cal／（kg・℃）
キロカロリー毎キログラム毎度	kcal／（kg・℃）
カロリー毎グラム毎度	cal／（g・℃）